

品川区議会一般会計補正予算（第2号）

◇町会・自治会支援

「児童参加地域事業補助金・新規事業定着化補助金（緊急的支援）」

ポストコロナに移行し、地域事業を再開していくにあたり、区が補助金の拡充を行うことで、地域の賑わい創出の後押しをします。

1. ①児童参加地域事業補助金 子ども・子育て世代の参加を促す事業に対する補助金

	当初	補正後
上限額	100,000円	120,000円
補助率	3/4	4/5
申請回数	2回	3回
町会・自治会数	延80	延100

②新規事業定着化補助金 新たに立ち上げた事業の実施経費に対する補助金

○1年～3年目事業

	当初	補正後
上限額	10万円	12万円
補助率	1/2	2/3

○4～5年目事業

	当初	補正後
上限率	8万円	10万円
補助率	1/2	2/3

2. 実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

◇区内事業者支援

「省エネルギー対策設備更新助成金」

エネルギー価格の高騰が長期化し、安定的な事業活動に影響が生じていることから、省エネ対策に資する設備更新への助成を行い、区内経済の活性化を図ります。

1. 助成内容

1.助成金 上限80万円（助成率：対象経費の4/5）

2.対象者 区内中小企業、個人事業主（全業種）

3.対象経費

①事業活動に資する設備（工場又は店舗等に設置する業務用設備）の購入費および設備工事費

②既存設備の更新であること（新規導入、増設は対象外）

③エネルギー価格高騰の影響緩和に資する設備であること

④1品目あたり単価10万円以上の設備であること

⑤ 交付決定後から令和6年2月29日までに導入および支払いが完了すること

4.対象設備例 製造業：冷暖房機器、ボイラー設備、検査機器など

飲食業：冷蔵庫・冷凍庫、製氷機、食器洗浄機など

運輸業：大型特殊車両 など

その他：昇降機、高圧洗浄機、電動工具 など

2. 申請期間 令和5年7月中旬～令和6年1月31日（水）予定

◇福祉事業所支援

令和4年度に引き続き、電気・ガス料金高騰の影響を受ける障がい福祉サービス事業所へ定員等に応じた支援金の交付により負担軽減を図り、安定的な事業継続ができるよう支援します。

「障がい者福祉サービス事業所物価高騰対策支援金」

【対象事業所・補助単価】

① 入所・入居系サービス	28 施設	定員 1 人あたり	36,000 円
② 通所系サービス	65 施設	定員 1 人あたり	17,000 円
③ 訪問・相談系サービス	83 施設	1 施設あたり	75,000 円

「介護サービス事業所物価高騰対策支援金」

【対象事業所・補助単価】

①入所・入居系サービス	48 施設	定員 1 人あたり	36,000 円
②通所サービス	89 施設	定員 1 人あたり	17,000 円
④ 訪問・相談系サービス	169 施設	1 施設あたり	75,000 円

◇私立保育所等支援

「物価高騰に対応した私立保育所等運営事業者支援」

各施設の運営に係る光熱費や食材費の価格高騰分について、在園児数に応じて給付することにより、私立保育所等の安定的な運営および保育の質の維持のために支援します。

- 1.私立保育園 145 園（地域型保育事業・認証保育所を含む）
@9,100×在園児数で積算した額を各園に対して補助
- 2.認可外保育施設 44 園
@9,100×在園児数で積算した額を各園に対して補助
- 3.私立幼稚園 18 園
給食提供園 @4,600×在園児数で積算した額を各園に対して補助
給食非提供園 @2,000×在園児数で積算した額を各園に対して補助
公設民営保育園等 6 園（ぷりすくーる西五反田を含む）
@9,100×在園児数で積算した額を各園に対して補助

◇低所得者世帯への支援

「住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金」

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」追加され、低い所得者世帯に対する緊急支援給付金が設立されたため、支援を行います。

1. 対象者および主な支給要件
 - ① 基準日（令和 5 年 6 月 1 日）において世帯全員の令和 5 年度特別区民税が非課税または特別区民税均等割のみ課税である世帯（非課税世帯等）
 - ② 上記①の他、予期せず令和 5 年 1 月から 8 月までの家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

* 特別区民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- 2.支給額 対象 1 世帯に対して 3 万円

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」

食品等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、早急に、生活支援特別給付を支給します。

1. 給付対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受け、直近で収入が減少している子育て世帯

2. 給付額 児童一人当たり一律 5 万円

3. 給付手続き

① 低所得のひとり親世帯

- ・令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者は申請不要
- ・公的年金等の受給により、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方は申請が必要
- ・令和 5 年 3 月分児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方は申請が必要

② その他低所得の子育て世帯

- ・令和 4 年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の受給者は申請不要
- ・令和 5 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童（障がい児については 20 歳未満）の養育者で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入の方は申請が必要

「品川区独自給付金の支給について」

国の給付金制度の対象とならない、生活に困窮する子育て世帯に対し区独自の支援策として、18 歳以下を含む令和 4 年度住民税均等割のみ課税（所得割非課税）世帯に、児童一人当たり一律 5 万円を支給します。

◇都立特別支援学校給食費の支援

品川区立学校在籍者の給食費無償化の趣旨を踏まえ、都立特別支援学校在籍者については、区立学校に在籍していたら享受するはずであった都立特別支援学校の給食費相当を支給します。

○対象者 区内在住で、都立特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者を対象とする。

ただし、既に同一年度の東京都就学奨励事業の受給認定により、学校給食費の全額支給または半額支給を受けている場合は、都奨励費の支給区分に応じ、減額支給または対象外とする。

◇自転車ヘルメット助成

昨年、区内で自転車に関与する交通事故は、事故の全体の 47.1%を占めました。しかし、ヘルメットの着用は進んでいないことから、ヘルメット購入助成を行うことで着用を促進し、重大交通事故の防止を図ります。

1. 対象者 自転車ヘルメットを購入した区内在住（住民登録）者
2. 助成対象期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
3. 助成条件
 - ・ 自転車損害保険に加入していること
 - ・ 安全基準を満たした自転車ヘルメットであること
 - ・ 1 個あたり 2,000 円以上の商品（新品）であること
 - * SG マーク等貼付の商品
 - ・ 令和 5 年 4 月 1 日以降に購入したものであること
- 3.助成金額 区内共通商品券 2,000 円券（年度内 1 人 1 回限り）
 - * 同一世帯において、複数人に対する助成可（例：4 人家族で 4 個のヘルメットを購入した場合は、8,000 円（4 個×2,000 円）相当の商品券を助成）

○申請に必要な書類

申請書、領収書、保険加入を証する書類の写し

- ・ 申請書は、区指定のものを使用する
- ・ 領収証は、購入日、購入店、購入者、金額、品名が分かるもの
- ・ 保険加入証書は、自転車運転中の加害事故の損害賠償を保証する内容のもの

○遡及される助成期間

令和 5 年 4 月 1 日から助成申請の受付開始までの間

- * 申請に必要な書類等が整えば助成対象とする

ヘルメットを
着用しましょう

